

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人やず
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月29日及び令和6年1月31日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 利益相反取引につき理事会の承認を受けていないものがあるので、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会の議事録については、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第45条の11) (規則第2条の15第3項第7号)</p>	<p>議事録に作成者の氏名を記載することとした。</p>
2	<p>評議員選任・解任委員会について次のような事項が認められた。</p> <p>① 令和4年6月8日開催の委員会議事録を作成していなかったため、評議員候補者について欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等を確認した上で適正な手続により選任されたか確認できなかった。</p> <p>② 審査の結果が理事会に報告されていることが確認できなかった。</p> <p>については、議事録は、対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、議事録は適正に作成するとともに、この度の未作成のものについても速やかに作成し、審査の結果を理事会に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第39条、第40条) (審査基準第3の1(5)、(6)) (評議員選任・解任委員会運営細則第15条、第16条)</p>	<p>委員会の議事録を作成するとともに、理事会に報告することとする。</p> <p>未作成のものについても作成し、理事会に報告する。</p>
3	<p>理事が代表を務める法人との取引について、少なくとも以下の取引は利益相反取引に該当するにもかかわらず事前に理事会の承認を受けていなかった。</p>	<p>駐車場に係る土地賃貸借契約については、令和3年3月1日から10年間の契約となっているが、改めて価格調査等を</p>

	<p>ついては、理事会において、当該契約につき重要な事実を開示し、契約の必要性並びに契約の内容や価格の妥当性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かを検討した上で、所要の承認を受けること。</p> <p>なお、承認を受けるに当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないことに留意すること。</p> <p>また、継続的な取引においても必要に応じて価格調査を行うなどして適正な契約の維持に努めるとともに、取引後においては当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。</p> <p>おって、以下の取引以外に、理事が代表を務める法人との取引が存在する場合又は取引を行おうとする場合は、同様に理事会の承認を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="316 795 758 996"> <tr><td>取引内容</td></tr> <tr><td>駐車場に係る土地賃貸借</td></tr> <tr><td>燃料購入</td></tr> <tr><td>除雪</td></tr> <tr><td>空調機器修繕等</td></tr> </table> <p>(法第 45 条の 14 第 5 項) (法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条、第 92 条第 2 項)</p>	取引内容	駐車場に係る土地賃貸借	燃料購入	除雪	空調機器修繕等	<p>行い、相手方と契約内容について協議するとともに、理事会において、当該契約に係る重要な事実を開示した上で、理事会の承認を得ることとする。</p> <p>除雪に係る業務委託契約についても、平成 23 年 12 月 1 日からの自動更新の契約になっており、上記と同様に、価格調査等行った上で、理事会の承認を得ることとする。</p> <p>燃料購入、空調機器修繕等については、理事会において、当該契約に係る重要な事実を開示し、事前に承認を受けるとともに、取引後に理事会に報告することとする。</p> <p>なお、現在、理事が代表を務める法人との取引は指摘事項にあるものしかないが、今後、該当するものがあつたら、事前に理事会に付議することとする。</p>
取引内容							
駐車場に係る土地賃貸借							
燃料購入							
除雪							
空調機器修繕等							
4	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	<p>監事選任議案を評議員会に提出する時には、監事の同意書を作成することとする。</p>					
5	<p>定款で会計監査人を置くと定められているにもかかわらず、会計監査人を選任していなかった。</p> <p>ついては、定款の定める手続に従い、会計監査人を選任すること。</p> <p>(定款第 15 条第 6 項)</p>	<p>会計監査人を置かない定款に改正する。</p>					
6	<p>計算書類の附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 借入金明細書の支払利息の当期支出額合計について、法人単位資金収支計算書の支払利息支出及び法人単位事業活動計算書の支払利息が一致していなかった。</p>	<p>計算書類と附属明細書の整合性を慎重に確認するようにする。</p> <p>特に以下の点には注意する。</p> <p>① 資金収支計算書及び事業活動計算書と借入金明細書の</p>					

	<p>借入金明細書：1,067,203円  法人単位資金収支計算書：944,084円  法人単位事業活動計算書：944,084円</p> <p>② 介護老人保健施設すこやか拠点区分の寄附金収益について、寄附金収益等明細書と拠点区分事業活動計算書が一致していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金収益明細書 <ul style="list-style-type: none"> <li>経常経費：70,000円</li> <li>施設整備：85,000円</li> </ul> </li> <li>・拠点区分事業活動計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>経常経費寄附金収益：155,000円</li> <li>施設整備等寄附金収益：0円</li> </ul> </li> </ul> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26)</p>	<p>一致を慎重に確認するようにする。</p> <p>② 寄附の内容を正確に把握して適切に分類するとともに、寄附金収益等明細書と事業活動計算書の一致を慎重に確認するようにする。</p>
--	---	--